

令和2(2020)年度後期分 授業料免除・徴収猶予申請のお知らせ

教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科の学生へ

1. 申請資格

令和2(2020)年10月1日現在において、教養学部、総合文化研究科又は数理科学研究科の学生(研究生及び聴講生を除く)で、次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
- (2) 授業料の納付前6ヶ月以内(新入生については入学前1年以内)において学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という)が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。
- (3) その他、やむを得ない事情があると認められる者。

2. 申請期間及び申請方法等 ※ 窓口休止日: 土・日・祝日

【申請書ダウンロード期間】 令和2年9月7日(月)～10月7日(水)

本学ウェブサイトから、各種申請書をダウンロード可能

(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html)

【申請期間・申請方法】 令和2年9月7日(月)～10月7日(水)

簡易書留による郵送のみとします。(窓口における混雑緩和にご協力願います)

令和2年10月7日(水)までの消印有効かつ10月9日(金)必着まで受理します。

申請書類を持参する場合は、10月7日(水)16:00までの提出のみ受理します。

(駒場キャンパス・アドミニストレーション棟1階7番窓口 (10:00～16:00))

郵送先 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学教養学部等学生支援課奨学資金チーム 宛

3. 選考結果の通知

令和3(2021)年1月中旬に申請者全員に対し、UTASを通じて選考結果を通知する予定です。

- ・ 免除が許可された場合は、家計の状況により授業料の全額又は半額が免除になります。
- ・ 徴収猶予が許可された場合は、2月末までの延納又は3月までの月割分納となります。

4. 注意事項

- (1) 申請期間を過ぎた場合、いかなる理由があろうと授業料免除及び徴収猶予の申請は、受理できません。
余裕を持って準備の上、早めに申請してください。

※ 申請期間内にすべての書類が揃わない事情がある場合、事前に窓口へ相談してください。

注意事項の詳細は、本学webに掲載されている以下の資料をご確認願います。

「学費免除申請のしおり」および「学費免除FAQ(よくある質問)」をご確認願います。

(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html)



5. 問い合わせ先

教養学部学生支援課奨学資金チーム

(電話) 03-5454-6075・6075

(メールアドレス) s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp 学生証番号と氏名をメール本文に明記してください。